

# 智山教学とは何か

— 闡提定性の論義をめぐって —

元  
山  
公  
寿

## 智山教学とは何か

— 闡明定性の論義をめぐる —

元山公寿

はじめに

智山の教学が、新義教学の流れに属していることは論をまたない。しかし、一口に、智山教学といっても、新義とも違い、まして古義とも異なった独自の教学があるのであるうか。

新義教学といったとき、その根底には、頼瑜（一二二六〜一三〇四）によって打ち立てられた加持身説がある。しかし、だからといって、新義教学が、そのまま頼瑜の教学であるということとはできない。頼瑜以降の新義の流れに属した聖憲（一一三〇七〜一三九二）をはじめとした多くの学僧たちの解釈や思想も、新義教学の範疇に入る。そうした中には、聖憲が『大疏第三重』の算題の中で、頼瑜の『大疏愚草』とは異なった立場を取っているものがあるように、頼瑜とは立場を異にする解釈もなされている。したがって、新義教学といっても、何か確立され、固定化された教学があるわけではない。そこには、頼瑜にはじまる根来の門流に属した個々の学僧たちの思想や解釈があるだけで、そうした思想や解釈の集積を新義教学と総称しているにすぎない。

智山教学とは何か

智山教学といったとき、そこには、こうした新義の流れに属しながらも、新義教学とは違った展開をしていることが想定されている。しかし、智山の教学も、新義の場合と同様、何か確立され、固定化されたものがあるわけではなく、智山に属する学僧たち個々の思想の集積であるといえる。こうした智山の学僧たちの思想は、どのような点で、新義教学の流れに属しているといえるのであるうか。智積院が根来寺に由来しており、その智積院を拠点としていた学僧たちの教学であるから、新義の中に位置づけられているだけなのであるうか。

確かにそうした面があることは否定できない。根来寺を中心に活躍した学僧たちの教学が、新義教学であり、その中でも、智積院を中心にしたものが智山教学、長谷寺を中心にしたものが豊山教学ということもできる。

しかし、それだけではない。智山教学が新義の中に位置づけられている理由には、論義という教学研鑽の方法がある。かつて、智積院では、夏冬二度の報恩講で、『釈論』と『大疏』に関する論義が行われていた。智山に属する学僧たちは、こうした論義を通して、『釈論』や『大疏』だけでなく、弘法大師をはじめとした真言宗の祖師たちの著作に触れ、『大疏』や『釈論』に対する真言宗、ひいては新義の解釈、いわゆる宗義を学んだのである。そのときに用いられたものが、聖憲によって著された『大疏第三重』と『釈論第三重』であった。これによって、新義教学が、智山の学僧たちの思想的なバックボーンとなったのである。

しかし、この『大疏第三重』などの解釈が、必ずしも絶対的なものであったわけではない。以前指摘したように<sup>〔1〕</sup>、智山の近代師と呼ばれる運敵（二六一四〜一六九三）は、『大疏第三重啓蒙』を著し、その中で、多くの算題について、聖憲の『大疏第三重』の内容を改変している。そのうちでも、「闡提定性」「更生分別」「生死所殖」「発心識体」「即心之印」「一乘経劫」「五喻体空」「心中秘密」「歎徳総標」「第九証文」「此中十喻」「極無地前」の十二題については、問答を逆転させてさえいる。運敵以降、智山では、この『大疏啓蒙』をもとにして論義が

行われるようになったのであるから、智山の教学は、この『大疏啓蒙』の撰述によって、新義の流れに属しながらも、それとも異なる立脚点を持つようになったといえる。

それでは、この新義教学と一線を描き、後の智山教学の拠り所となったと思われる『啓蒙』で、運敵は、いかなる理由で、聖憲と異なった解釈をしたのであろうか。本論は、運敵が『大疏啓蒙』の中で、明らかに聖憲の『大疏第三重』に代表される新義教学とは立場を異にした解釈をしている十二題のうち、まず「闡提定性」の算題を取り上げ、その解釈上の違いを明らかにすることによって、新義教学の展開の中に位置づけられる智山教学の特徴を探ろうとするものである。

#### 一、闡提定性の論義

この論義は、『大日経』が十九執金剛を挙げるうちの大那羅延力執金剛への『大日経疏』の次のような注釈に対する解釈が問題となっている。

第九の大那羅延力執金剛とは、謂く、祕密神通力を持するなり。一闡提必死の疾、二乘實際作証已死の人の如きは、諸仏医王、明かに如来性を見るが故に、則ち能く必定師子吼して、救療の因縁に於て、心、怯弱ならず。諸の菩薩、尚、爾ること能わず。故に復た、一切摩訶那羅延力に不共なるを明す。

ここで、大那羅延力執金剛が持っている、成仏の可能性がないといわれる一闡提や定性二乗を救うという祕密神通力は、密教だけが持つ力であるのか、あるいは顕教の一乗も持っている力であるのか、闡提定性の論義の

争点である。つまり、この注釈の中での「不共」という言葉を、顕教と密教とを対比したものと見るか、一乗と三乗とを対比したものと見るかが問題となっているのである。

## 二、頼諭と聖憲等の解釈

頼諭は、『大日経疏愚草』の中で、この問題を「定性闡提密乘救療事」<sup>(3)</sup>として取り上げている。その中で、一闡提や定性二乗を救療し得るのは、密教だけに不共であると結論づけ、『大日経疏』の「不共」とは、顕教と密教とを対比したものだ<sup>(5)</sup>と解釈している。その論拠として挙げられているものは、『大乘理趣六波羅蜜多經』<sup>(4)</sup>や、弘法大師の『十住心論』<sup>(5)</sup>『性靈集』<sup>(6)</sup>、そして『雜問答』<sup>(7)</sup>であるが、そのうちでも、『雜問答』の「第十 那羅延大那羅延義」の解釈が最も有力な根拠となっている。

聖憲も、この頼諭の解釈に基づいて、同様の論拠を用い、同じ結論を出している。この頼諭と聖憲の問答の詳細については、本論の最後に、『大疏愚草』と『大疏第三重』<sup>(8)</sup>、そして運敵の改作した第三重の起草とを対照したものを付しておくので、参照されたい。ただ、この両者を対比して見ると、聖憲の場合は、「裏書に云く」として、同じく有力な根拠として用いている『雜問答』のほぼ全文を引用しているとともに、この『雜問答』への解釈をめぐって、第三重の難答として、「顕の一乗に更に必已死の人の救療を許さざる義」と、「自教の分の救療を許す義」との二様を挙げている<sup>(9)</sup>。しかも、このうちの「自教の分の救療を許す義」は、顕教の一乗にも一闡提や定性二乗を救療することがあり得ることを認めるもので、二重までの論義とは反対の結論となっている。

このことは、この「闡提定性」の論義が、必ずしも密教だけに不共であるという結論で決着しているわけではないことを物語っている。頼諭も、『大疏愚草』では、上記のような結論に達しているが、『大日経疏指心鈔』で

は、それとは反対に、弘法大師の『性靈集』や『雜問答』の解釈を会通して、興教大師の『十九執金剛秘積』<sup>(10)</sup>に基づいて、顕教の一乗にも、一闡提や定性二乗を救療することがあることを認めている<sup>(11)</sup>。

古義に目を転じてみると、東寺三宝の一人である頼宝（二二七九～一三三〇）の『真言本母集』では、「度定性闡提自宗不共事」として、高野山の寿門の宗義書である印融（一四三五～一五一九）の『仙保隱通鈔』では「闡提定性得度自宗不共事」<sup>(13)</sup>として、高野山の宝門の宗義書である宥快（一三四五～一四一六）の『宗義決択集』<sup>(14)</sup>では「闡提得度」として、それぞれ同様の問題を取り上げており、いずれも「自宗不共」を宗義としている。そのため、この問題についての結論は、新義でも古義でも同じく「自宗不共」ということで決着しているように見える。

ただ、宥快の場合、

此の義、決定し難しと雖も、凡そ重罪の人を度することは、甚深の教力に由るが故に、闡提得度の義、自宗不共なるべしと<sup>(15)</sup>いう義、これを成立すべし。

と述べて、この問題の難しさを露呈しつつ、なおかつ「自宗不共」であることを主張している。また、他の論義書が、この問題の根拠として、その取り上げ方の違いはあるにせよ、一樣に弘法大師の『雜問答』を用いているのに対し、宥快は、「自宗不共」を主張する上で、全く『雜問答』を使用していない。このことは、『雜問答』の弘法大師撰述を、宥快が疑っていたためと思われるが、後に論じるように、運敵も、同じように『雜問答』の弘法大師撰述を否定しながらも、宥快とは異なった結論を出している。それでは、運敵は、何故、これらの主張を

翻して、「自宗不共ではない」という結論に至ったのであろうか。

### 三、運徹の解釈

運徹は、聖憲の『大疏第三重』に対する註釈書として、『大疏啓蒙』を著したのであるが、以前に指摘したように、この『大疏啓蒙』は、初学者が、智山で教学を学ぶための教科書、あるいは参考書として使えるよう意図して作成されたものである。もちろん、その中では、前に述べたように、聖憲と主張が異なる場合には、大胆に新草を著して、新しい第三重を作成してはいる。しかし、このように初学者の便のために著されたものであるとすれば、このような改変は、強い信念を持つて行われたものと考えるべきであろう。

しかも、そのもととなった『大疏第三重』が百条もの算題を取り扱ったものであることを考えれば、この『大疏啓蒙』が短期間で著されたものとは考えにくい。高井観海は、その著『運徹僧正伝』の中で「運徹僧著作目錄」を挙げ、この『大疏啓蒙』の著述年代を、その第一巻と第十巻の奥書から延宝丁巳（一六七七）から丙寅（二六八六）の間に設定し、<sup>(17)</sup>村山正俊は、延宝・貞享（一六七三〜一六八八）としており、<sup>(18)</sup>その間には六年ほどの開きがある。実際に、『大疏啓蒙』の奥書を調べてみると、最も古い奥書は、『大疏啓蒙』第四之三にある「随種々趣」の算題に対する更なる議論を記した「或問」に付けられたもので、「寛文二歲壬寅」<sup>(19)</sup>（一六六二）であり、最も新しい奥書は、第五之四にある「云何菩提」の新草に対する「或問」に付記された「元禄五年壬申」<sup>(20)</sup>（一六九二）である。したがって、この奥書を信じれば、本書は、運徹が智山の能化に就いた翌年である四十九歳の年から、その入寂する前年の七十九歳までの三十年にわたって著された続けたものであるということができる。

このように、長期にわたって著されたものである以上、その間に、著者の思想的変遷があることは否めない。

そのため、運敵は、いくつかの算題について、啓蒙を著した後に、新たに新草を作っている。こうした運敵の思想的変遷と、啓蒙の撰述との問題については、いずれ項を改めて論じるつもりであるが、この「闡提定性」に関しても、同様に、その主張を変えている。

奥書によれば、運敵が、この「闡提定性」に対する注釈を施したのは、この算題に対する啓蒙が著された「己未冬十月」<sup>(21)</sup>（二六七九年十月）が最初であり、続いて「甲子七月二十一日」<sup>(22)</sup>（一六八四年七月二十一日）に、この算題に関する「或問」を記している。ここまでの論述の中では、聖憲の『大疏第三重』の難答を翻す意図があったとは思えない。さらに、『大疏談義』でも、この算題については、聖憲と同じく「自宗不共」を宗義とする立場をとっており、この『談義』の撰述年代については、その第十巻の最後に付されている「貞享紀元甲子首夏」<sup>(23)</sup>（一六八四年四月）に基づくほかない。これらの奥書を信じれば、運敵は、少なくともこの算題に関する限り、一六八四年の七月までは、一闡提や定性二乗を救療し得るのは密教だけに不共であるという頼楡や聖憲などの解釈を首肯していた。

しかし、「元禄二年己巳孟冬十有三」<sup>(24)</sup>（一六八九年十月十三日）になると、これとは反対の立場を取る「新草」を著し、さらに「己巳仲冬初六之日」<sup>(25)</sup>（一六八九年十一月六日）には、この「新草」についての「或問」を付している。

これらの奥書に基づく限り、運敵は、一六八四年から一六八九年の五年の間に、この「闡提定性」の算題に対する見解を変えたと考えざるを得ない。運敵は、この算題の「新草」の巻頭に、この「新草」を著す理由として、次のように述べている。



大那羅延力執金剛の釈に、謂持秘密神通之力と云うは、謂く、一乘不思議の力なり。不共一切摩訶那羅延力と云うは、覺心乘の那羅延力執金剛に対して、彼に共せざるが故に、不共と云う義、掌を指すが如し。顕密教、殊なりと雖も、而も一闡提必死の疾、二乘實際作証已死の人を救療する事、其の旨、大に同じ。故に密嚴尊者、一道無為心に配したもう意、茲に在りか。異議に及ぶべからず。然に雜問答師、不共の言に迷い、方經の釈を執して、往復問答す。中古以来、謬て大師の作とするが故に、学者、此の義を立つ。此の事を熟思するに、經疏の旨に順ぜず。一代の教意に背けり。案ぜざるべからず。蓋し論議決択は、是非を研覈し、正義を撮らんが為なり。然に一家不共というを以て、実答の旨とす。以て嗟くべきに是れり。故に後世の同志の者の為に、豎敵の義を反覆する者なり。<sup>(26)</sup>

このように、運敵は、興教大師の『十九執金剛秘釈』を根拠としたことと、さらに、それまで弘法大師の真撰とされていた『雜問答』が、真撰ではないことを、問答を反覆した理由に挙げている。

興教大師の『十九執金剛秘釈』に関しては、頼瑜も、『指心鈔』の中で、密教に不共ではないと主張する根拠として用いたものであり、また、聖憲なども、難者の側の根拠として使っていたものである。そのため、運敵が、この「闡提定性」の論義に対する見解を変えた動機としては、いささか弱いと言わざるを得ない。だとすれば、『雜問答』は弘法大師の真撰ではないということが、運敵がこの問答を反覆させた強い動機となったものと考えられる。この算題に関する限り、一六八四年以前に著されたものの中で、『雜問答』が弘法大師の真撰であることを疑っている形跡は見あたらない。そのため、運敵は、この一六八四年より後に、『雜問答』が弘法大師の真撰でないという確信を得たものと推定される。

そこで、注目すべき事は、『開匱編』の著述である。この『開匱編』の著作年代は、貞享三年（一六八六）とされているので、運敵が、この「闡提定性」に対する見解を変えたと考えられる五年の間に著されたものである。すでに指摘されているように、<sup>(27)</sup>運敵は、この『開匱編』によって、それまで弘法大師真撰とされていた『雑問答』と『守護国界経釈』とを、凡庸の作であり、弘法大師作ではないと切り捨てた。そこには、凡庸の作を弘法大師の作とすることの方が、かえって弘法大師を貶めることになるという運敵の強い信念が窺える。

この『開匱編』と、その二年後に著された『劫心義章』では、『雑問答』と『守護経釈』が弘法大師作でないという立場から、『大疏第三重』と共通する問題について考察し直している。そのため、この両書で扱われている問題と、『大疏啓蒙』との関係も、さらに考察する必要があるが、それらの中では、今回、問題としている「闡提定性」が取り上げてはいないため、ここでは問題としない。しかし、少なくとも、運敵の『開匱編』の撰述が、「闡提定性」の問題を考え直す大きな契機となった可能性は高いことはいえよう。実際に、運敵の改変した新草を見ると、『雑問答』を全く使用していないことに気づく。

それでは、運敵は、『雑問答』が弘法大師の作ではないということだけによって、聖憲をはじめとした論師たちとは反対の立場を取り、問答を反覆したのであるのか。確かに、頼瑜や聖憲の論調を見ると、「自宗不共」を主張する上で、『雑問答』が占める比重は大きい。しかし、この問題に関して、『雑問答』を用いなかったのは、何も運敵が始めてではない。宥快も、同様に、『雑問答』に対して疑いを抱いていたためか、それを根拠として利用していない。しかし、宥快の場合は、難しい問題であると断りながらも、やはり「自宗不共」を宗義としていた。したがって、運敵は、『雑問答』を用いなくても、敢えて聖憲の反対の主張をすることなく、「自宗不共」を論証することも可能であったにちがいない。そのときには、新草を作ったとしても、内容の一部を改変するに

とどまったはずである。それにもかかわらず、運敵が、この算題の問答を反覆したのには、この『雜問答』の問題だけにとどまらない思想上の問題があったと見るべきであろう。

そこで、運敵の著した新草の内容を検討してみると、その論証の根拠として用いているものに關しては、『雜問答』を使用していないこと以外は、難答の立場の違いはあるにしても、それほど変わっていない。ただ、「自宗不共」を主張する難者の根拠として、安然の『胎藏金剛菩提心義略問答抄』からの引用と、逆に答者の根拠として、弘法大師の『遺誡』や興教大師の『舍利供養式』からの引用を新たに加えていることに、違いがあるだけである。これは、小さな問題のように見えるが、全体の論証を見ると、これらの引用は、この「闡提定性」を論証する上での運敵の立場だけではなく、運敵自身の教学的立場を表明するための重要な根拠となっていることがわかる。

まず、『遺誡』の引用は、涅槃經の四乘觀智のうちの上智觀を一乗と三乗の顯教とすることに対して、上智觀を三乗教とする根拠とされており、一乗教について、運敵は、次のように主張している。

一乗教は第三劫の能越にして妄執の三劫なり。時分の劫に非ず。若し一生に此の三妄執を度せばに当る。故に空性極無は即身成仏の人にして、真言門に属す。上智觀には非ざるなり。<sup>(28)</sup>

次に、安然の『菩提心義』と興教大師の『舍利供養式』からの引用は、前者が難者の根拠となり、後者が、それに対する答えの根拠となっているもので、釈迦と大日の關係をどう考えるかという問題である。これについて運敵は、次のように説いている。

釈迦所説の一切の契経は、尽く是れ毘盧遮那所現の釈迦宝処三昧の中の所説なり。然れども一切の契経を密経とは謂わず。……中略……法華の救療は、即ち大日の救療なり。大日の救療は、即ち釈迦の救療、是れなり。然るを真言不共と謂うは、謂うべし、偏狭の情見なり。<sup>20)</sup>

これらの解釈から見ると、運敵は、顕教の中でも、三乗教までと一乗教とを区別し、前者が時間としての三劫を経るいわゆる顕教で、後者は、顕教ではあっても、妄執としての三劫を超える真言門に属していると解釈していた。そして、釈尊の説法も、顕教の機根の者のために、すべて大日如来からもたらされたものであるから、密教を、顕教の一乗とかけ離れたものとする必要がないと主張する。これらの主張から、運敵が、顕教の一乗を、密教の一部と見なしていることがわかる。

このような一乗教に対する態度は、この「闡提定性」の問題だけに限らない。以前に指摘したように、『大疏啓蒙』の中で、『大疏第三重』の難答を反覆した十二題のうち、一乗教を対象としたものは、この算題も含めて、九題にも及んでいた。<sup>20)</sup> これらの問題を取り扱うときにも、このような一乗教を密教の一部に位置づけた運敵の解釈が影響しているものと思われる。ここでは、それら一々の問題について論ずる余裕はないが、例えば「極無地前」の算題に対しては、聖憲や宥快などが、第九極無自性心を「地前」に位置づけているのに対し、運敵は「地上」としており、密教と顕教の一乗とを連続的なものととらえている。ここに、運敵の思想の特徴が見られるとともに、こうした思想に基づいたからこそ、『雜問答』が弘法大師の真撰ではないと確信したことを契機として、この「闡提定性」の難答を反覆したのである。

## まとめ

以上、智山教学の特徴を探る試みとして、後の智山教学の展開に大きな影響を及ぼし、その教学的背景となつたと思われる運敵の『大疏啓蒙』から、聖憲の『大疏第三重』とは反対の立場を取つた算題のうち「闡提定性」を取り上げて、考察してみた。

運敵が、この「闡提定性」の問題を考え直す契機となつたのは、『開闡編』を著して、『雜問答』を弘法大師の真撰ではないと断じたことである。しかし、その背後には、運敵が、顕教の一乗を密教と連続的にとらえ、密教の一部と解釈していたことがあつた。このような運敵の解釈が、いつ頃、どのように形成されたかについては、さらに運敵の著作を精査する必要がある。しかし、この「闡提定性」の問題に関する限り、おそらくは他の問題についても同様であろうが、それを是とするか、否とするかは、運敵が、真言密教を、ひいては仏教をどのように見ていたかという運敵自身の解釈によつてゐる。

このような姿勢は、何も運敵に始まつたことではない。真言密教の流れから見れば、弘法大師も興教大師も、そして頼瑠や聖憲も、同じように、それぞれの仏教観や真言密教観に基づいて解釈している。前述したように、こうした個々の仏教観に基づいた解釈の集積が、宗学とか、新義教学、あるいは智山教学といわれるものである。このように考えれば、現在、われわれが行つてゐる解釈も、それぞれの仏教や密教に対する見方によつてゐるのであるから、こうした流れに沿うものであるともいえる。しかし、そこには決定的な違いがある。

まず、第一に、こうした個々の仏教観を醸成していく方法である。新義教学や智山教学の流れで言えば、個々の仏教観は、『大疏第三重』の論義を研鑽することによつて培われていた。しかし、現在、われわれは、近代的

な知の枠組みの中で教育され、その合理主義的な考え方にならされている。仏教を学ぶ場合も、近代的な学として成立し、徹底した批判精神の上に成り立っている仏教学の成果を利用し、それによって個々の仏教観が養われている。そのため、現在、宗学といわれているものも、このような仏教学の方法論を用いざるを得ない。

ここに、もう一つの違いである「信」の問題がある。頼瑠や聖憲、そして運徹の論義書では、何らかの主張をするときには、必ず、弘法大師や興教大師の著作など、いわゆる宗典を根拠にしている。もちろん、それら宗典を引用するときには、それら宗典に対するそれぞれの解釈が入り込んではいらぬ。しかし、それを根拠に挙げている背景には、前述した運徹が『開闢編』で凡庸の作を弘法大師の作とすることの方が弘法大師を貶めることになるという姿勢に見られるように、弘法大師や興教大師に対する「信」があった。このような「信」を背景にもった論義の研鑽を通して培われてきた個々の仏教観も、やはり「信」に基づいたものであったといえる。

しかし、現在のような批判精神の上に立った仏教学の方法論を用いた宗学研鑽において、はたして、このような「信」が醸成されるのであろうか。われわれは、かつてのように「信」に基づいた仏教観を持ち得ているのであろうか。だからといって、われわれは、かつての論義を通じた教学研鑽に戻って、現代の研究成果を全く無視することはできないし、その必要もないであろう。しかし、少なくとも大学という近代的な学で学ばれる仏教と、僧堂教育という、いわば「信」を醸成する場で学ばれる仏教とは、本質的に違はずである。この「信」を醸成する場で学ばれる仏教こそが、宗学なのである。したがって、宗学は、たとえ仏教学の成果を利用し、その方法論を用いていたとしても、また、たとえそれが学問ではないと批判されようとも、その背景に、個々の「信」に基づいた仏教観がなければならぬ。われわれは、改めて宗学を、そして僧堂教育を問い直す必要があるのではないだろうか。

註

- (1) 拙著「運敵の教学的立場について―聖憲との比較を通して―」(『新義真言教学の研究』、法蔵館、平成十四年十月)。この論文中で、運敵が改変を加えたものとして二十七条を挙げたが、さらに精査したところ、その他に「十地菩薩」と「三性前後説」の二条についても改変されていることが解った。そのため、運敵が改変を加えたものは、都合、二十九条ある。ちなみに、「十地菩薩」は、論文中で最初の分類にあたる三重目の難答を補足したもの(○)にあたり、「三性前後説」は、二番目の分類である内容の一部を改正したもの(△)にあたる。
- (2) 大正蔵、39卷、五八一頁中〜下
- (3) 『大日経疏第一愚草』第三、刊本、四十三丁右〜四十五丁右
- (4) 『大乘理趣六波羅蜜多經』、大正蔵、8卷、八六八頁下
- (5) 『十住心論』、弘全、1輯、一二六頁
- (6) 『性靈集』卷十、弘全、3輯、五五一頁、『性靈集』卷九、弘全、3輯、五一八頁
- (7) 『雜問答』、弘全、4輯、一六四頁
- (8) 『大疏第三重』、大正蔵、79卷、六三三頁中〜下
- (9) 『大疏第三重』、大正蔵、79卷、六三三頁中〜六三四頁上
- (10) 『十九執金剛秘釈』、興教大師全集、上、三九〇〜三九一頁
- (11) 『大日経疏指心鈔』、大正蔵、59卷、六〇八頁中〜下
- (12) 『真言本母集』卷三、統真言宗全書、21卷、四十四〜五十一頁
- (13) 『仙保隱遁鈔』第八、真言宗全書、20卷、一二三〜一二六頁
- (14) 『宗義決択集』第二十、真言宗全書、19卷、四六三〜四六七頁
- (15) 『宗義決択集』第二十、真言宗全書、19卷、四六七頁上
- (16) 拙著、前掲論文、四二七〜四二八頁参照
- (17) 高井観海「運敵僧正伝」所収「運敵僧正著作目録」、七頁
- (18) 村山正俊「運敵僧正の著作について(4)」、智山学報、35輯、二五五頁
- (19) 『智山全書』、1卷、四二〇頁下
- (20) 『智山全書』、1卷、五五二頁下
- (21) 『智山全書』、1卷、二七八頁下
- (22) 『智山全書』、1卷、二八二頁下
- (23) 大正蔵、79卷、八〇四頁上
- (24) 『智山全書』、1卷、三四九頁下
- (25) 『智山全書』、1卷、三五四頁下
- (26) 『智山全書』、1卷、三四六頁下
- (27) 高井観海、前掲書、八十九〜九十頁、及び、村山正俊「運敵僧正の著作について―『開險編』と『劫心義章』―」、智山学報、32輯、一二六頁など
- (28) 『智山全書』、1卷、三四八頁下
- (29) 『智山全書』、1卷、三四八頁下
- (30) 拙著、前掲論文、四三六頁

大疏愚草

定性闡提密乘救療事

問う。如一闡提<sup>1</sup>必死之疾乃至於救療因縁心不怯弱と文り。爾らば、二乘闡提を救療する事は、密乘不共の談なりと云うべしや。

答う。爾なり。

難じて云く、若し密乘不共の談なりと云わば、二乘闡提を救療する事は、顕の一乘等、盛にこれを談ず。故に或る経の中には有性無性齊成仏道と文り。或る釈の中には、二乗作仏唯在法華と文り取意。此等の文、一に非ざるか。  
若しこれに依て爾なりと云わば、大那羅延力の義を積して云く、謂持<sup>8</sup>秘密神通之力也と文り。又、不共一切等と文り。定て知ぬ、神通乘の不共の説なりと云う事を。爾らば何。

大疏第三重

闡提定性

如一闡提<sup>1</sup>必死之疾乃至於救療因縁心不怯弱と文り。爾らば定性闡提を救療する事、自宗不共の談なりと云うべしや。

答う。爾なり。

両方なり  
若し自宗不共なりと云わば、凡そ定性の廻心は法花の誠説、闡提の成佛は涅槃の全言なり。顕教一乘、盛りに其の義を談ず。何ぞ一家不共の談なりと云うや。是れを以て人師、或は二乗作仏唯在法花と云い、或は闡提有心猶可作仏と述ぶ。  
若し又、これに依て爾なりと云わば、大那羅延力を積す上に、謂持<sup>8</sup>秘密神通之力と標す下に、不共一切摩訶那羅延力と結す。明に知ぬ、秘密不共の義なりと云う事を。

大疏啓蒙新草

闡提定性

如一闡提<sup>2</sup>必死之疾乃至於救療因縁心不怯弱と文り。定性闡提を救療する事は、自宗不共の談なりと云うべしや。

答う。爾らざるなり。

両方なり。  
若し然らざると云わば、当段、既に謂持<sup>3</sup>秘密神通之力と標して、不共一切摩訶那羅延力と結す。秘密の名、不共の言、争いなし、自宗不共なりと云う事を。此に依て住心論に五藏の法を挙げ已て、四藏之薬但治輕病と判ぜり。  
若し又、これに依て爾なりと云わば、十<sup>9</sup>九執金剛の秘積に、今の執金剛を以て第八住心に配したまえり。爾らば両方なり如何。



答う。本より成じ申すが如く、密宗不共の説なり。文理、一辺の難勢の如し。但し難に至ては、大師の問答に此の事を釈して云く、不共の義、重重にして非一なり。意を以て知ぬべし。唯し此の中の不共の義は、密は顕に共せざる義なりと文り。仍て失なし。

答う。一家不共の義なるべし。大師、今の文を解して、花嚴法花等の不共の義を挙げ畢て、不共の義、重重にして一に非ず、此の中の義、密、顕に共せざるの義なりと文り。解釈、実に分明なり。但し難勢に至ては、一乗教の意、闡提定性成仏の義を談ずと雖も、教ありて人なきか。宗家、方經丸葉の譬を以て差異を顕す。相違あるべからず。

裏書に云く。

雜問答に云く、問う、若し、密、顕に共せず、此の不共の力、必死の人を療すと云わば、即ち顕教に同ずべし。然る所以は、花嚴法花等の教も、亦た是れ小乗の建立に共せず。三乗教、小と共なり。一乗教、小と共せず。華嚴に不共般若と云うは、此の意なり。此の不共大乘の家には、皆な彼の必已死の人を救療す。定て祕密の力のみ、独り能く救療すと言ふべし。答う。救療の義、同じして、不共の言、一なりと云うと雖も、而も密は顕を兼るの義あり、顕は密の意を知らず。即ち意は、密の方便、深密にして量り難きが故に、所為、猶お顕の不

答う。闡提定性救療の義は、顕の一乗、盛りに談ず。何ぞ自宗不共の談なりと云んや。是を以て人師、或は二乗作仏唯在法華と云い、或は闡提有心猶可作仏と述べり。一家不共に非る事、其理、一辺の御難に顕れたり。但し一辺に至ては、既に自教の益を許す故に相違あるべからず。

重ねて難じて云く、雜問答の意も、設い遅速、異なりと雖も、華嚴法華等に不共の義を許さば、何ぞ密乘不共の談と為すや。

答う。彼の積の意は、顕不共とは、方経を読むに類す。密不共とは丸薬を服するが如し。方経を読むは、是れ正しく病を治するに非ず。故に知ぬ。顕不共は必死を治するに非ざるなり。故に住心論に云く、四蔵17の薬、但し輕病のみ治すと文り。六度経の中には、總持蔵、独り重罪闡提等を療すと見えたり。故に密不共と云うと文り。当に知るべし、不共の名、通ずと雖も、不共の義、局るが故に、例せば如来蔵の名は二門に通ずと雖も、而も真如不共の称と云うが如し。

其の力に勝れたり。又、救療の義、意、同なりと云うと雖も、義趣、少しく異なり。問う。其の異、云何。答う。直に丸薬等を服すると薬方等を誦するとの如し。遅速浅深、豈に同にして論ぜんやと文り。

此の積に就て、古来、不審を致して云く、必死の人を療する事、花嚴法花等、既に其の説あり。若し密家、真実の成仏を得ざれば、一切衆生も又た爾なり。何ぞ必しも闡提定性を指すや云。多分、之を会積すること、実に爾なり。過の重に約して、且く必已死之人と云うなり云。

私に会して云く。今の不共とは先づ花嚴法花の不共と、これ同なり。密は顕を兼ねるの義ありと云うは、此の意なり。先徳、大那羅延力を以て、第八住心と爲し、第七住心の能化智印と云て、而も闡提定性を療すと云う。豈に法花の義と同ぜざらんや。然も同じく救療する中、密に猶お顯と共せざる所あるか言。不共の所あるは、即ち方経と丸薬の不同なり。

重ねて難じて云く、宗家、二教論14に六度経を引て、謗方等経15に當る一闡提等の重障をば、但し陀羅尼蔵の力を以て、これを治する旨を顯したまえり。此の経説を以て顯密優劣の界畔とす。是の故に住心論に四蔵之薬但治輕病と積せり。性靈集には双丸16、以て鬼を卻するに足り。一七、以て仙を得べし。たとい千年、本草大素を讀誦すとも、四大の病、何ぞ曾て除くことを得ん。百歳、八万法蔵を談論すとも、三毒の賊、寧ぞ調伏せんやと云り。又、一処には云く。浅略趣とは諸経の中の長行偈頌、是なり。祕密趣とは諸経の中の陀羅尼、是なり。浅略趣とは、大素本草等の経に病源を論説し薬性を分別するが如し。陀羅尼秘法とは、方に依て薬を合せ、服食して病を除くが如しといえ

重ねて難じて云く、顕乗、又、分に丸薬を服する義なくば、何ぞ不共と云うや。又、六度経等の説は、彼の経の中に、総持の功を明して云く、能除重罪と文り。能の言の顕す所は、四蔵、又、分に重罪を除くことを顕すか。又、大師の釈に云く、七宗五蔵、以て顕教とすと文り。又云く、顕教とは釈迦如来の所説、五乘五蔵の経、是れなりと文り。若し爾らば、何ぞ彼の陀羅尼蔵、偏に密乗と定むるや。

答う。顕乗、丸薬を服すれば、顕密不共の義、何ぞ殊ならん。故に彼の間答に云く、密は顕を兼るの義あり。顕は密の意を知らずと文り。顕、若し丸薬を服すれば、何ぞ密を知らずと云うや。故に性霊集九に云く、顕略趣は方経を読むが如し。深秘趣は丸薬を服するが如し。顕略趣は、但し方経を読み、薬を服すこと能わず取意。以て知ぬ。顕不共は、唯し方経を読み、薬を服さず。住心論<sup>第一</sup>に、但治軽病と文り。但の字、分明なるものか。五乘五蔵の積は、総を言うか。

此の論義に付て二様あるべし。一には顕の一乗に於て更に必已死の人の救療を許さざる義、二には自教の分の救療を許す義なり。

救療を許さざる義は、六度経に誘方等経定性一闡提等の重障、唯だ陀羅尼蔵の力を以て、これを治すという。此の説を以て顕密界畔の誠証と為すが故に。若し顕の一乗救療の分を許さば、何ぞ必ずしも顕力、唯だ軽病を治し、重病を治す能わず、重病を治すは、唯だ陀羅尼の力に局ると云うや。故に宗家の釈に、四蔵の薬、但し軽病を治すと文り。

又た自教の分の救療ありと雖も、顕力、真実の仏を成ぜざるが故に救療と云うべからずと云わば、何ぞ必しも別して重障に局りて救療せずと云うや。余の輕障の人、真実の救療なきが故に。故に知ぬ、重障を消滅する功能、独り秘密の力にありと云う事。

況んや又た、今の一段の意、必已死の人を救療するは、唯だ秘密神通力に局るが

り。特に涅槃<sup>21</sup>經の四乗の觀智の義門、三乗一乗の顕乗あり、皆、悉く菩薩と云て、これを遮するに非ずや。

又、按ずるに、菩提心義に大日経の義積を引て云く。釈迦、宝処三昧に入て定性の二乗、一闡提等を救度すと。応に知るべし、必已死の人を救療することは、偏に秘密教に在りと云う事。

又、一字仏頂瑜伽の中には十方仏土中唯有一乘法の故に一字仏頂と名くと云り。

又、五仏頂経に云く、諸経の所説、一道中道実相法界は、皆、是れ一字仏頂の異名なりと。

又、釈迦所説の般若・法華・楞伽・方等経の授記、涅槃経の四果支仏八六四二万十千劫当得菩提大涅槃の説を指して、此等の所説は、皆、是れ法身地の中の大日の智印、大那羅延力執金剛の三昧耶なり、釈迦仏を現じて宝処三昧の中に入て説く所なりと云り。

又云く。金剛頂に約せば、十方法界に八相成道して声聞に記を授く。今、此の釈迦一代の所説は、即ち彼の法界所説の一分なり。勝鬘の披二の一乗、法華涅槃の

或るが云く、性靈集の積は、諸経の中に於て長行偈頌と陀羅尼とに約して浅深の積を作れり。是れ則ち顕乗の陀羅尼を、薬を服するに類す。何ぞ証とせんや。又、但治軽病とは、但の字は専の義なり。例せば宝師、偏觀苦集と云うが如し。或いは唯識の唯の字、顕勝の義を存するが如し。或るが云く、応化所説の陀羅尼を、又、伝宣と心得れば、何ぞ密藏と云わざるや。然るに、住心論の中に、応化所説の陀羅尼を小真言と云い、法身所説の陀羅尼を大真言と云う。若し爾らば、釈迦所説の陀羅尼は、猶お、顕が中の秘なり。雜問答に云く、問う。華嚴法華等の教も、亦、是れ小乘に共せずして、此の不共を建立する。大乘家には、皆、彼の必已死の人を救療す。応に定て秘密の力のみ、独り能く救療すと言うべからず。

答う。救療の義、同にして、不共の言、一なりと言うと雖も、而も密は顕を兼るの義あり。顕は密の意を知らず。即ち意、密の方便、深密にして量り難し。故に所

故に不共一切摩訶那羅延力と云うと見えたり。若し顕の一乗に救療の義を許さば、不共の言、顕の一乗に与うべきか。必已死の人を救療するを以て不共と云うが故に。而も雜問答に、唯だ此の中の義、密、顕に共せざるの義なりと文り。既に密不共と云うが故に顕の一乗を遮するの条、勿論なる者か。

又た一乗教に対して問答する時、方経と丸薬の喩を取て積成する心、花嚴法華等、救療の説あれども、実益なしと云う条、勿論なるものか。故に宗家の一処の積に、設い千年、大素本草等を読めども四大の病、何に依て療するや云。方経を読む分、救療なしと云う事、分明なるものか。

問う。宗家の後七日の奏状に云く、浅略趣とは大素本草等の経、病源を説き薬性を分別するが如し。陀羅尼秘法とは方に依て薬を合して服食し、病を除くが如し。若し病人に対して方経を披説せば、病を療する由なしと文り。此の積意、総じて顕を方経に類し、密を服薬に同ぜり。然も顕に自教の益なきに非ず。若し爾らば、

会三の一乗は、皆、不動明王の三昧に入て説く所なりといえり。以上の義、菩提心義に見たり。

此等の説に依らば、定性闡提救療の義は眞言不共の法門なる条、論に及ばざる者をや。

但し定性闡提救療の義は顕の一乗、盛りに談ずと云うに至ては、自乗の教談にして実益あるに非ず。

次に人師、或は二乗作仏唯在法華と云い、或は闡提有心猶可作仏と云うは、一乗教は一切衆生、仏知見の性ありと知るが故に、三乗教に勝て救療の義を談ずと雖も、未だ五相三密の方便を知らざるが故に、実に救療すること能わざること、譬えば一切衆生に成仏の性ありと知ると雖も、一度し尽すことを得ざるが如し。

又、一乗教の前には実の定性闡提なければども、重障の人なるが故に、救療すること能わざることは、猶し自在度人の力あれども、而も無縁の衆生を救済することを得ざるが如し。

次に定性の廻心は法華の誠説と云う事、大旨、前に会するが如し。未だ五相三密

為、猶お、顯の不共方に勝れたり。又、救療の義、意同なりと云うと雖も、義趣、少しく異なり。問う、其の異、云何。答う。直に丸薬等を服すと、薬方等を読むとの如し。遅速浅深、豈に同にして論ぜんと文り。

『大日経疏第一愚草』第三

四十三丁右、四十五丁右

今、必已死の人を救療するに付きて、花嚴法花を方経を読むに類す。何ぞ自教の益を許さざるや。彼此の方経と丸薬の驗、相違すべからざるが故に。

答う。凡そ方経と丸薬の驗を取る事、病を療すと療さざるとを驗うる条、勿論なり。性霊集の積、随つて分明なるか。但し性霊集、顯教に、自教の益ありと雖も、真言の実益に望むれば、自教の益を奪して方経を読む分齊と為るなり。是れ則ち少分属無の義なり。方経を読むと云う言、下に自教の益あるを許すに非ず。故に知ぬ、自教の益あれども、これを奪して方経に類するは性霊集なり、本より自教の益なきが故に方経に類するは雜問答なり。然れば方経の言に全く差別なし。

又た問う。花嚴法花、闡提定性を療すと云う事、一切衆生、本有の仏知見性を知るが故なり。若し此の分を許さずんば、三乗教、云何が別なるや。

若し此の分を許さば、尤も一性皆成の旨を談ずべし。余の衆生と同じく一本覚を

の妙行を知らざるが故に、実の救療なきなり。

次に涅槃楞伽等の説は、権多実少の經なる故に、顯教の救療には非るなり。

次に菩提心論に趣寂の四果、支仏の心相還生を説く事は、二乗難化の失を顯さんが為めに、且く常途に順ずる積なり。

次に尊者、摩訶那羅延力執金剛を以て一道無為心に配したまう事は、自乗の談に順じて且く彼の乘に配すと雖も、実には方経服薬の不同あるが故に密教不共なり。

答う。定性闡提救療の義は一家不共に非ずと存じ申す事、大旨、前の重の如し。凡そ定性の廻心は法華の誠説、闡提の成仏は涅槃の金言なり。況や復た、入無余の二乗、界外の浄土に生じて八六四二万十千劫を送り、心想還生して廻心向大することは、涅槃楞伽等の説、分明なるをや。しかのみならず、菩提心論に入寂の廻心を判じて云く。定性ある者は、發生すべきこと難し。要らず劫限等の満を待て、方に乃ち發生す。宿し仏を信ぜしが故に、乃ち諸仏菩薩の加持力を蒙て、方

具さば、何ぞ成仏の義を許さざらんや。凡そ闡提定性を立つるは、身中に法爾の無漏種子なきことを談ずる故なり。其中、総じて三乘無漏の種子なきを一闡提と云い、四智無漏の種子なきを定性二乗と云う。一本覚の宗旨、豈に此れ等の類を許すや。一乗教の前の定性闡提に、自教の益あるべしと云う事、異論なき者か。故に花嚴に分位の五性を立てて、定性闡提を許すと雖も、実には一性皆成の旨を存するが故に、分位の五性と云うか。

況んや又た、定性の二乗とは無余に入る二乗の事なり。而も無余に入る二乗、界外の浄土に生じて、八六四二万十千劫数を送り、心想還生し、廻心向大するは、涅槃楞伽等の大乘経の説なり。彼の廻心向大、密教の力と云うべからず。菩提心論に入寂の廻心を判じて三無数劫を経ると云うが故に。又た諸の大乘経、一向虚妄の説と云うべからざるか。

答う。一乗教、本有の仏知見性ありと知るが故に三乗教と異れり。然も未だ五相三密の方便を知らず。実に必已死の重障

便を以て遂に大心を発す。乃ち初め十信より、下、遍く諸位を歴て、三無数劫を経、難行苦行して、然して成仏することを得といえり。從初十信遍歴諸位及び經三無数劫の説、密乗の救療に非る事、明鏡なり。

且つ又、当段の祕密神通之力の言は法華の如来祕密神通之力に符合し、必定師子吼の説は、豈に当來作仏の記を授るを指すに非ずや。此に由て密嚴尊者の秘釈に云く。那羅延力執金剛とは、覺心不生心の三論宗に當る。大那羅延力執金剛とは、一道無為心に當る。祕密神通とは、一乗不思議の方便なりといえり。尊者の配釈、掌中の珠を視るに似たり。

但し不共一切摩訶那羅延力と結すと云うに至ては、一乗不思議の方便、覺心乗の那羅延力執金剛に共せざる義なるが故に、還て頭の一乗を指す的扼なる者をや。

次に住心論の四藏之業但治輕病の高判は、既に自教の益を許す。故に知ぬ。与奪あることを。重病に至ては奪て偏に陀羅尼藏に属すと雖も、若し与門に約せば、四藏の業も亦、重病を治し、陀羅尼藏も亦、

を救療する能わず。知不知の不同あり。何ぞ三乗一乗の差異なからんや。

又た已に一性ありと知る。悉くこれを救療すべしと云うべからず。一切衆生、仏知見性を具すを知ると雖も、悉く度し尽せざるが如し。所詮、一乗教の前に実の闡提定性なしと雖も、重障の人なるが故に救療する能ざる事、無縁の衆生を度せざるが如し。闡提定性を度すと説くは、三乗教を簡いて度すべしと云う迄なり。

次に入寂の廻心の事、誰か能化の仏、真言の仏に非ずと知るや。菩提心論に劫數を経ると説くは、二乗難化の失を顕さんが為に、且く常途に順ずる積なり。

次に涅槃楞伽の説の事、権多く実少なき経なるが故に相違なし。

又た諸の大乗経に虚説の過なし。入寂の廻心を説く所、皆な密義を述ぶる故なり。

一。自教の分の救療を許す義は、一乗教、既に一性皆成の旨を知り実の闡提定性を許さず。若し顕教に自教の救療の分ありと許さば、何ぞ強ちに闡提定性に局りて救療せずと云うや。これに依て雜問答に、

輕病を治する義あるべきなり。法華經の中に、仏、既に定性の二乗に当來作仏の記を授与する上は、一乗に於ては、理、許不の論に及ぶべからず。若し授記すと雖も、救療の義なしといわば、仏に虚妄の過ありぬ。抑、六度經は何れの仏の所説ぞや。

次に性靈集の積も亦、此の義あり。陀羅尼とは必ずしも唯し真言両部の大經のみを指すに非ず。謂く諸經の中の陀羅尼、是なりと云う。たとい、三密の軌則を具せずとも、陀羅尼を誦せば、争でか除病の妙薬と成らざらんや。

次に四乗の觀智の義門、上智觀は菩薩と云て、これを遮すと云う事、涅槃の説を按ずるに、上智觀は十住地に住すと云う。法華の授記は釈迦如來なるが故に十地に准ずべからず。況んや復た上智觀は、大師の遺誡に三大に仏果を証すと云う故に三乗教に當る。上上智觀は即身成仏の徑路と云うが故に、一乗教は第三劫の能越にして妄執の三劫なり。時分の劫に非ず。若一生成度此三妄執に當る。故に空性極無は即身成仏の人にして、真言門に屬す。

直に丸薬等を服すると薬方等を読むと、遅速浅深、豈に同にして論ぜんやと文り。直の字の起尽を思うに、真言、方経を読むまずして、直に丸薬を服し、顕教、薬方を読むを本とし、丸薬を服するを傍とす。又た薬に浅深あるが故に、浅薬、且くこれを隠し、只だ方経を読むと云うなり。然らば遅速浅深の言、分益なしと云うに非ず。若し偏に方経を読むを許さば、更に薬を服する分を許さず。遅速と云うに及ばざるか。遅速の言、疾を療するに於ける遅速なり。終に病を療せざれば、何ぞ遅速と云うべきや。しかのみならず、次下に顕密対弁する時、余乗、先づ諸法を歴て、後に正覚を成ず。今、此の宗の意は、初発心時に直に心の実際に住し、諸法を撰するが故に、遅速の異を致すのみと文り。此の釈、成仏の遅速を以て、顕密の差別と為すが故に、遅く成仏する者、顕の自教の成仏なるべし。若し真言の成仏なれば、顕密対弁の釈、成ぜず。故に知ぬ、先づ諸法を歴るを方経を読むに合し、直に心の実際に住するを直に丸薬を服するに合すべしと云うことを。上

上智観には非ざるなり。次に菩提心義に大日の義釈を引て云く。釈迦、宝処三昧に入て定性の二乗を救度すという事、本より争わざる所なり。惣じて顕人は密教の安立を知らず。而に密よりこれを観れば、釈迦所説の一切の契経は、尽く是れ毘盧遮那所現の釈迦宝処三昧の中の所説なり。然れども一切の契経を密経とは謂わず。故に密厳尊者の云く、今、此の釈迦大師は法身性仏の応化、祕主密王の親教なり。顕機を済わんと欲て、権りに百億部を説く。是れ真言の仏なりと文り。此に由て応に知るべし。法華の救療は、即ち大日の救療なり。大日の救療は、即ち釈迦の救療、是れなり。然るを真言不共と謂うは、謂うべし、偏狭の情見なり。自余の諸経を祕密三昧の中の所説と号するも、亦、皆、これに准じて知ぬべし。次に法華に定性の廻心を説くと雖も、但、一切衆生に仏知見の性あることを知るのみにして、未だ五相三密の方便を知らざるが故に、実の救療に非ずと云う事、甚だ然るべからず。既に衆生に仏知見の性



下の文義、既に一致せり。争いなし、分の救療を許すと云う事を。且つ方経丸薬の性霊集の積、既に全く同なり。彼れ既に方経を読むと云う。自教の益なきに非ず。是れ豈に爾らざらんや。

問う。今、此の積の起る前の那羅延力の上に、又た重ねて大那羅延力を出す。二箇の那羅延力の差異、大の字を以つて簡別の由を積す。那羅延力、大勢力を以て衆生を救護すと雖も、未だ必已死の病を療する能わず。今、此の大那羅延力、必已死の疾を療するが故に不共と云うと見えたり。而も此の不共、宗家、密、顯に共せざるの義なりと判ぜり。若し爾らば、何ぞ顯に救療の分を許すや。諸仏医王、明に如来性を見るとは金剛宝蔵を見る義なり。諸菩薩、尚お爾る能わざるは、四乗觀智の義門なり。三乘一乗の顯乘、皆な悉く菩薩と云う。これを遮するに非ざるか四乗觀智とは下智觀は声聞、中智觀は緣覺、上智觀は菩薩、上上智觀は仏なり。是れ涅槃經の所説なり。私にこれを入る。

あるを知る。此れ乃ち所謂、明かに如来の性を見るといふ、是れなり。救療の因縁に於て、心、何ぞ怯弱ならんや。四蔵の薬も、未だ五相三密の方便を知らざれども、而も成仏を許すか。

又、且く法華の授記は当來の成仏とは、是れ初住の成仏なり。若し初住の成仏を許さば、定性の二乗は救療、能く事畢んぬ。若し許さずと云わば、童女の成仏も妄説と謂えりや。若し復た究竟の成仏を論ずべくんば、一切衆生成仏の論なり。是れ、定性闡提救療の論に非ず。甚だ道理を失えり。究竟の成仏は空性極無、猶お真言門に入る別途の論なり。

次に涅槃經等を権多実少と會する事、甚だ其の謂しなし。実少とは、祕密の辺を指すか。此の義、然らず。始より修力をば論ぜず。唯、一切衆生悉有仏性の道理に依る。恣に他家の珍宝を掠め取ることなかれ。此の会通の如きは、紫の朱を奪い、利口の邦家を覆えるに超過せり。学者、慕い効うべからず。夫れ涅槃經に闡提成仏を説くことは、職として仏性に由る。涅槃一經は仏性を宗とす。然るにこ

答う。今の大那羅延力、金剛智印を明すが故に密の救療を積する条、勿論なり。故に宗家、密、顕に共せずと積する、専ら此の意なり。而も今の顕、此の必已死の人を救療すと云う文に因て総じてこれを救療する事、真言に局る事か、顕乘に通ずる事かの尋なり。爾らば、顕の一乗に分の救療の義あらば、拙実通論する時、顕に通ずと云うべし。雜問答の起尽を見るに、不共の義とは大は小に共せざる義かとは、救療の義、顕に通ずる事を顕さんが為に、不共の言を浮べて、大は小に共せざるの義かと問うなり。若し爾らば、唯だ此の祕密神通力のみ、即ち能く救療す、此の不共の力を顕さんが為に大を以てこれを別すと文り。密不共の義なること分明なり。何ぞ大は小に共せざる義かと問うや。これに答うる不共の義、重重にして一に非ずとは、此の救療の義、顕の一乗に通ずることを顕さんが為の故に、不共の義、重重にして一に非ずと云う。然れども、今、密に局るが故に、唯だ此の中の義、密が顕に共せざる義なりと云うなり。唯だ此の中の義積、専ら余

れを曉らず。却て実少と云う。何ぞ教旨に昧きこと、此に至れるや。

次に菩提心論を会すとして二乗の難化の失を顕さんが為に常途に順ずと云う事、其の道理なし。若し衆生をして二乗の失を怖れ令めんが為ならば、当に十住婆沙論の如くなるべし。云く、地獄の中に墮するは、畢竟して仏に至ることを得。若し二乗地に墮すれば、畢竟して仏道を遮すという。其の上は、二乗の過とは劫限の多少に尽きぬ。心想還生の後、三無數劫を経るは二乗の失に非ず。遇う所の教に従かず。漸教に遇えば漸なるべし。頓教に遇えば頓なるべきが故に、会通、立せざるなり。

次に秘積の相配は自乗の談に約すと云う事、道理を弁えざるに似たり。授記作仏は、是れ乃ち妙経の誠説、如来の記別、出世一代の本懐なり。何ぞ人師の安立に因て自乗の教談と云うべきや。甚だ不是の言なり。

『智山全書』、1巻、三四六頁下〜三四九頁下

処に顕に通ずる事を示す。爾らずんば、鉤鎖を釈すること、如何に意ろ得るか。然も未だ正しく救療の義、顕にあると聞かざるが故に、重ねて若云密不共顕已下問答あり。彼に答うる時、救療の義、同じ乃至密に顕を兼ねるの義あり等と云う。顕に若し一分の救療の義を許さざれば、何ぞ顕を兼ねるの義ありと云うや。終りの答に丸葉方経に類する事、顕密対弁なるが故に、丸葉の分を隠して唯だ方経に属す。若し終りに顕、方経に局らば、何ぞ遅速不同と云うや。若し定性闡提を度す事、密に局るべくんば、法花涅槃を密経と云うべきや。二乗の記別、法花にあり。五千上慢、涅槃の所度なるが故に。涅槃に別法門あり、法花、三周声聞を度す外に更に別法門なし。尤も唯だ密経と云うべし。而も雜問答、花嚴法花を顕教と為す、密不共の義を疑うか。

大正藏、79卷、六三二下く六三四上

註

- (1) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁中〜下  
 (2) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁中〜下  
 (3) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁中  
 (4) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁下  
 (5) 『大方廣圓覺修多羅了義經』、大正藏、17卷、九一七頁中  
 (6) 『妙法蓮華經文句』、大正藏、34卷、四十七頁中  
 (7) 『十住心論』、弘全、1輯、一二六頁  
 (8) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁中  
 (9) 『十九執金剛秘積』、興教大師全集、上、三九〇〜三九一頁  
 (10) 『大日經疏』、大正藏、39卷、五八一頁下  
 (11) 『妙法蓮華經文句』、大正藏、34卷、四十七頁中  
 (12) 『雜問答』、弘全、4輯、一六四頁  
 (13) 『摩訶止觀』、大正藏、46卷、七十九頁中  
 (14) 『二教論』、弘全、1輯、四九二〜四九四頁  
 (15) 『十住心論』、弘全、1輯、一二六頁  
 (16) 『性靈集』卷十、弘全、3輯、五五一頁  
 (17) 『十住心論』、弘全、1輯、一二六頁  
 (18) 『大乘理趣六波羅蜜多經』、大正藏、8卷、漢六八頁下  
 (19) 『性靈集』卷九、弘全、3輯、五一八頁  
 (20) 『雜問答』、弘全、4輯、一六四頁  
 (21) 『涅槃經』、大正藏、12卷、五二四頁中  
 (22) 『大乘理趣六波羅蜜多經』、大正藏、8卷、八六八頁下  
 (23) 『胎藏金剛菩提心義略問答抄』、大正藏、75卷、四八二頁下
- (24) 『平城上皇灌頂文』、弘全、2輯、一六五頁  
 (25) 『十住心論』、弘全、1輯、四一二頁  
 (26) 『雜問答』、弘全、4輯、一六四頁  
 (27) 『性靈集』卷九、弘全、3輯、五一八頁  
 (28) 『十住心論』、弘全、1輯、一二六頁  
 (29) 『十住心論』、弘全、1輯、四一三〜四一四頁  
 (30) 『雜問答』、弘全、4輯、一六四頁  
 (31) 『菩提心論』、大正藏、32卷、五七三頁上  
 (32) 『涅槃經』、大正藏、12卷、四三一頁下〜四三二頁上、『楞伽經』、大正藏、16卷、四九七頁下  
 (33) 『菩提心論』、大正藏、32卷、五七三頁上  
 (34) 『十九執金剛秘積』、興教大師全集、上、三九〇〜三九一頁  
 (35) 『性靈集』卷九、弘全、3輯、五一八頁  
 (36) 『遺誠』、弘全、2輯、八六一頁  
 (37) 『大日經疏』、大正藏、39卷、六〇〇頁下  
 (38) 『舍利供養式』、興教大師全集、下、一二八五頁  
 (39) 『十住毘婆沙論』、大正藏、26卷、四十一頁上
- 〈キーワード〉頼瑜、聖憲、運敵、『大疏第三重』、『大疏啓蒙』

〜四八三頁上